

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月28日
【会社名】	第一カッター興業株式会社
【英訳名】	DAI-ICHI CUTTER KOGYO K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安 達 昌 史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
【縦覧に供する場所】	第一カッター興業株式会社 東京支店 (東京都江東区亀戸四丁目25番8号第二川村ビル) 第一カッター興業株式会社 千葉営業所 (千葉県千葉市稲毛区山王町360番地24) 第一カッター興業株式会社 さいたま営業所 (埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目7番10号) 第一カッター興業株式会社 大阪営業所 (大阪府八尾市北木の本3丁目4番地の2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長安達昌史は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しております。当社及び連結子会社4社並びに持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、持分法適用会社1社については、財務諸表に及ぼす影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが切斷・穿孔工事事業及びビルメンテナンス事業を営む複数の事業会社で構成され、事業活動の中心は売上に係る取引であることから、売上高を指標として評価対象とする事業拠点を選定いたしました。具体的には、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算し、前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2以上の拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金、棚卸資産及び完成工事原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲において、取引や処理におけるリスク、見積もりや予測、非定型性・不規則性及び不正リスク要因の観点から重要な虚偽記載の発生可能性を考慮し、固定資産の減損及び税効果会計並びに販売費及び一般管理費の人件費及び経費に係る業務プロセス等について、個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。